

# フランスの「教育基本法」

LOI D'ORIENTATION SUR L'ÉUCATION

Loi n° 89-486 du 10 juillet 1989

## 解説と翻訳

### 目 次

解 説 …117

### 翻 訳

- 第1編 学校及び大学生生活 …118
  - 第1章 教育に対する権利 …118
  - 第2章 修学組織 …119
  - 第3章 権利と義務 …120
- 第2編 職員 …120
- 第3編 教育施設 …121
- 第4編 諮問機関 …122
- 第5編 教育組織の評価 …123
- 第6篇 雑則 …124

北 川 邦 一

(大手前女子短期大学助教授)

フランス教育学会紀要第2号・1990年

ISSN 0916-314X

# フランス教育学会紀要

(抜刷)

第2号

BULLETIN DE L'ASSOCIATION  
JAPONAISE DE RECHERCHE  
SUR L'EDUCATION EN FRANCE

フランス教育学会

1990年

# 目 次

1990 第2号

総目次			1
特別寄稿			
Les instituteurs communistes à l'école du Parti et la création de <i>L'École et la Nation</i>	ÉI-N	ロ-シ	5
Le niveau des études a-t-il baissé en France depuis un siècle ?	アソドレ	シエルク	10
研究論文			
ラブレの教育思想に与えたエラスムスの影響	大川	洋	19
フェヌロンの家族観			
—『テレマックの冒険』の改稿を手がかりに—	細川	たかみ	31
ディドロの市民形成論	田沼	光明	43
フランス近代化の進展とディドロの女子教育論	林	康廣	55
フランス総視学官の構成に関する研究			
—公教育一般法期から7月王政期まで—	松原	勝敏	67
課題研究 [フランス革命200周年記念企画]			
フランス革命が提起した教育の諸問題			
F. ビュイッソンの統一学校論における義務教育思想の特質			
—革命期の理念の継承と変容—	尾上	雅信	81
フランス革命期における師範学校開設の現代的意義	宮脇	陽三	89
フランス革命期の中央教育行政制度構想における政治と教育の関係			
—独立制、自治制と民主制—	小野田	正利	97
新編「公民教育」にみるフランス革命の“遺産”について			
—共和国理念を中心に—	石堂	常世	107
研究情報			
<解説><翻訳> 1989年7月10日公布「教育基本法」	北川	邦一	117
<書評> R. アビ著、村田 晃治訳			
『若きフランス人のための戦い』	井上	星児	125
<書評> B, ザゾ著、久保田 正人他訳			
『2歳児の幼稚園教育は是が非か』	滝沢	武久	126
1989年度の会務報告			128
1989年度の大会報告			129
紀要刊行規定、編集委員会誌			130
投稿規定			131
編集後記			132

# フランスの「教育基本法」

(翻訳)

北川 邦一

(大手前女子短期大学助教授)

【解説】本稿で示すのは、1989年7月10日公布されたフランスの「教育基本法」LOI D'ORIENTATION SUR L'ÉDUCATION (Loi n°89-486 du 10 juillet 1989) の翻訳である。本法のめざす教育改革構想は1988年5月の大統領選挙の際ミッテラン候補が示した政策に発している(文献①参照)。本法制定の具体化は、88年12月8日、ロカール首相が政府目標演説において教育改革に言及、ジョスパン文相がこれを受け教育内容改定の方針表明を経て翌年1月17日、基本法制定を提案して始まった(文献④、⑤)。法案作定の過程で、教員諸組合の反応は多様で曲折もあったが、FEN、SNI-PEGは賛同、SNALC、SNESは批判的闘争的であった(同前)。議会での採決に際しては、社会党PSだけが賛成、共産党PCFは棄権、共和国連合RPR、民主連合UDF、中道連合UDCは反対した(⑥)。この法律は全文36ヶ条から成る。それに本文の2倍近い字数の「付属報告書」RAPPORT ANNEXÉが付され、そこで89年から94年までの国の目標を定めている(35条、参照)とともに、法律の趣旨・内容を補足している。本法の規定で注目されるのは、次の諸点であろう(⑦参照)。(1)職業資格・バカロレアの取得者の割合の向上など教育の結果として達成すべき目標を具体的に示している(3条)。(2)修学期間は、今後は学年ではなく課程cycleを主たる単位として組織される(4条)。課程の途中での留年は認められない(付属報告書)。(3)リセに生徒代表評議会を創設する(10条)。(4)親代表が仕事を休んで教育行政に参加できるよう経済的補償など制度的保障をする(11条)。(5)教員の養成・継続教育、教育研究の機能を担う大学付属教員養成学院IUFMを創設する(17条)。(6)国の既存の2つの審議会を解体再編して「教育高等評議会」を創設する(22条)。(7)各教育施設の自治の下で全国的な教育目標達成を図るため、各教育施設の目標・計画の作定とその実施状況の評価・公表を重視した(18条、25-27条)。付属報告書では、取得資格なしに学校を出る若者の数を半減させること、65%の生徒をバカロレアの水準に導くこと、生徒および親の反対する進路決定の数を半減させること、を5年間の中間目標として定めている。そのほか、93年迄にリセで35人を超える学級を一つも存続させないようにすること、同年迄、年平均小学校1万人、中等学校1万3千人の教員増が必要なので採用の改善をすべきこと、学校と企業との協同を学校・教育施設の計画に書き込むことによってさらに発展させるべきこと等を示している。なお、教育内容の改定に関しては、文相の任命したP.ブルデューとF.グロを委員長とする教育内容検討委員会下で領域毎の各専門家委員会が89年10月迄に報告書を提出している(⑧)。

【参考文献】①井上星児「ジョスパン改革-多難な始動」『教育と情報』89年6月号。②同「教員養成を大学に一本化」同前89年9月号。③明石和康「ジョスパン法の狙う『高等教育の大衆化』」『内外教育』90年1月5日。④Christine GARIN, LE MONDE DE L'ÉDUCATION du JANVIER 1989 ⑤Martine VALO,同前誌、MARS 1989 ⑥LE MONDE, édition Internationale, Sélection hebdomadaire n° 2123 ⑦同④のSEPTEMBRE 1989, les nouvelles ⑧ピエール・ブルデュー他・座談会「いま教育に何を求めるのか」及び付属資料・『世界』90年5月号。

— 1990年6月1日、記 —

# 教育基本法

1989年7月10日公布

フランス共和国 法律89-486号

第1条 教育は国民の第一次の優先事項である。教育公営事業は生徒と学生に応じて理解され組織される。この事業は、機会の平等に貢献する。

教育に関する権利は、各人が人格を発展させること、その初期教育及び継続教育の水準を高めること、社会的及び職業的生活に参入すること、その市民的権利を行使することを可能にするために各人に保障される。

一般教養及び社会的に認められた資格の取得は、その社会的、文化的、地理的出自がどのようであれ、全ての青少年に保障される。障害者の教育統合は促進される。厚生及び保健の施設及び機関はそれに参加する。

小学校、コレッジ、リセ及び高等教育施設は、労働の知識と方法を伝達し取得させる責任を負う。これらの施設は、男女平等の促進に貢献する。これらの施設は、国及びそのヨーロッパ的、国際的環境の経済的、技術的、社会的及び文化的発展に応じた内容と方法の育成を行なう。この育成は、全ての水準において、地方的な言語と文化を含むことができる。芸術教育と体育・スポーツ教育は、全ての生徒の育成に直接に寄与する。高等教育において、身体・スポーツ活動は学生に提供される。

それぞれの小学校、コレッジあるいはリセにおいて、教育共同体が、生徒及び当該教育施設又はそれと関係をもつ施設において生徒の育成に参加する全ての人々を集結させる。

生徒及び学生は、親、教員、進路指導の職員及び専門の職員の援助を受けて、希望と能力に応じて学校、大学、職業の進路計画をつくりあげる。関係行政機関、地方公共団体、企業及び団体は、それに協力する。

教育公営事業の延長としての課外活動は、特に行政機関、地方公共団体、団体及び財団の協力のもとに組織されることができる。しかし、それは国によって定められた教育と育成の活動に代わるものではない。

生涯教育は、教育施設の使命の一部を成す。すなわち、生涯教育は、教養の水準を高め、経済及び社会の変化に適應し、また、取得した知識を有効にする可能性を各人に提供する。

## 第1編 学校及び大学生活

### 第1章 教育に対する権利

第2条 全ての子供は、その家族が申請するならば、3歳の年にその住所に最も近い保育学校若しくは幼児教室に受け入れられることができる権利を有する。

2歳児の受け入れは、都市、農村あるいは山岳のいずれの地域であれ、社会的に不利な環境に位置する学校において優先的に拡大される。

第3条 国は、今後10年間で一つの年齢層の全体を少なくとも職業適格証の水準又は職業教育免状の水準に、かつ、80パーセントをバカロレアの水準に導くことを目標として定める。

義務教育年限の終了時になにか一つの社会的に認められた教育水準に達していない全て

の生徒は、そのような水準に達するためにその学習を遂行することができなければならない。それによって生ずる修学期間の延長に対して、国はその権限を行使して必要な手段を準備しなければならない。

## 第2章 修学組織

**第4条** 修学期間は、年毎の進行及び評価基準を含む育成の全国的な目標及び計画が定められた諸課程に組織される。

保育学校から小学校の終わりまでの修学期間は、3つの課程からなる。

コレッジは、2つの課程に分けられる教育を行なう。

一般教育及び技術教育リセの課程並びに職業リセの課程は一般教育、技術教育及び職業教育の資格、特にバカロレアへと導く。

これらの課程の期間はデクレで定める。

生徒の平等と学業達成を保障するため、教育は各課程の期間及び修学の全期間を通ずる教育の継続性によって生徒の多様性に合わせられる。

**第5条** 教育課程は、各課程に対して、その期間に取得されるべき基本的な知識及び習得されるべき方法を定める。教育課程は、その中で教員が各生徒の学習のリズムを考慮して教育を組織する全国的な枠組みを構成する。

**第6条** 教育課程全国評議会は、教育の一般的な見解、到達すべき大目標、教育課程と教科領域をこの目標へ適合させること及びそれらを知識の進歩へ適用することについて、文部大臣に対して意見を述べ提案をする。同評議会は、文部大臣によって任命される資格のある人物によって構成される。

教育課程全国評議会の意見及び提案は、公表される。

**第7条** 修学期間には、教育施設の主導権と責任のもとに、フランス又は外国における企業、団体、行政機関又は地方公共団体での養成期間を含むことができる。この期間は、養成を行なう施設によって組織される教育に応じて考えられる。この期間は、技術又は職業の免状を得る教育では義務的である。

継続して職業人が関与する特別な芸術教育を含む一般教育の部門においては、この人々は評価活動及びバカロレア審査会に参加することができる。

**第8条** 進路指導を受け教育と職業の情報を得る権利は教育に対する権利の一部である。

生徒は、施設と教育共同体の援助、特に修学期間中においてもその出口においても生徒がその計画を実現できるよう援助する教員及び進路指導員の援助を受けて、その学業及び職業の進路計画をつくりあげる。

進路決定は生徒の継続的な観察によって準備される。

進路選択は、家族の責任又は生徒が成年のときには生徒の責任である。学級評議会の提案に対する全ての不同意は、施設の長の決定に先だつ話し合いの対象となる。この決定が生徒又はその家族の要求と一致しないならば、その理由が述べられる。

進路決定は、異議申し立ての対象となり得る。

**第9条** 学年は、4つの休業期間によって同等の長さの5つの学業期間に区分される36週から成る。全国的学事予定が、3年を1期間として文部大臣によって定められる。学

事予定は、デクレの定める条件により、地域的な状況を考慮して適用され得る。

### 第3章 権利と義務

第10条 生徒の義務は、その学習に含まれた課題を達成することにある。これには、勤勉並びに施設運営及び集団生活の規律の尊重が含まれる。

コレージュとリセにおいては、生徒は、複数主義と中立原則の尊重のもとで、情報の自由と表現の自由を有する。これらの自由の行使は、教育活動の侵害を含むことができない。

リセに生徒代表評議会を創設する。この評議会は、施設の長によって主宰され、学校生活と学業に関する問題について見解を述べ提案をする。

第11条 生徒の親は教育共同体の構成員である。

学校生活へのその参加並びに教員及びその他の職員との対話は各学校及び施設において保障される。

生徒の親は代表を通じて学校評議会、学校施設管理評議会及び学級評議会に参加する。

県又は地域圏、大学区及び国の評議会における生徒の親の代表が欠勤の許可を受け補償を受ける条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレによって定める。

国は、教育高等評議会に選出される生徒の親の諸連合に属する生徒の親の代表の形成を援助する。

第12条 学生は、新入生受け入れ、高等教育施設の生活の活性化活動及び職業参入援助活動に加えらる。学生はその代表を通じて大学・学校福利厚生全国センター及び地域センターの管理に参加する。

第13条 集団的なものであれ個人的なものであれ、学生の物質的、精神的な権利と利益の保護を目的とする学生団体は代表と見なされ、その資格で高等教育及び研究全国評議会または大学・学校福利厚生全国センター管理評議会に席を占める。これらの学生団体は、選ばれる代表の形成について援助を受ける。これらの団体は、学生の物質的、社会的及び文化的生活の条件に関する情報を集め研究を遂行する学生生活観察所の運営に加えらる。

### 第2編 職員

第14条 教員は生徒の学校活動の全体に責任を負う。教員は教育チームの中で働く。教育チームは、生徒の同じ学級あるいはグループに責任を負う教員又は同じ教科の分野に従事する教員及び特別の職員、特に学校の教育カウンセラーから構成される。教育職員はそれに加えらる。

教員は、生徒の個人的な学業の援助をし、生徒が学業についてゆけることを保障する。教員は生徒の評価を行なう。教員は教育職員及び進路指導員と協同して生徒の進路計画の選択の助言をする。教員は成人の継続教育の活動に参加する。

教員養成は、教員にその使命の全体への準備をさせる。

第15条 管理、技術、用務、厚生、保健及び事務の職員は教育共同体の構成員である。これらの職員は、教育公営事業の任務に直接に一致協力して参加し、国民教育の施設及び機関の働きの保障に寄与する。

これらの職員は、生徒の受け入れ及び生活環境の質の向上に寄与し、安全、食堂業務、保健及び厚生、また寮においては生徒の宿泊を保障する。

第16条 職員の採用計画は、毎年、文部大臣が公示する。計画は、5年の期間にわたるものであり、年々見直すことができる。

第17条 1990年9月1日以後、各大学区において、高等教育の施設が職員の参加及び充当された手段の活用によって制度上の責任を果たすことを保障するため、一つ又は複数の大学に付属する一つの大学付属教員養成学院が創設される。コンセユ・デタの議を経るデクレにより定められる条件及び制限にしたがって、一定の大学区において複数の大学付属教員養成学院を創設すること、又は大学とは異なる科学的、文化的及び職業的性格を有する公営施設に付設することを計画することができる。

大学付属教員養成学院は公営の高等教育施設である。この学院は、管理的性格を備えた公営施設であって、文部大臣の監督のもとにおかれ、コンセユ・デタの議を経るデクレが定める規定にしたがって組織される。財政監査は、事後的に、行なわれる。

国によって定められた基本方針の枠内で、この学院は教員の初期職業教育活動を指導する。この活動には、教員全体に共通の部分並びに学科及び教育水準に応ずる特殊な部分が含まれる。

大学付属教員養成学院は教員の継続教育及び教育研究に参加する。

この学院は、学生のために職業準備教育を組織する。

大学付属教員養成学院は、当該施設の管理評議会が作成する提案名簿の中から文部大臣が選任する長が監督する。この学院は大学区長が議長を務める管理評議会が管理する。

管理評議会は、特に、コンセユ・デタの議を経るデクレによってあらかじめ定められた条件のもとで、当該大学付属教員養成学院を付設している施設管理評議会の代表、市町村、県及び地域圏の代表、教員養成職員又は養成の利益を受ける職員及び養成課程にある学生の代表を含む。

コンセユ・デタの議を経るデクレにより、現在の学校及びセンターの職員が大学付属教員養成学院の中でその職務を遂行するために選択しうる条件を定める。

本条第1項のめざす日までに、特に初等教員養成師範学校の財産、権限及び義務の国への帰属の条件を法律で定める。

大学付属教員養成学院の発足に至るまで、各大学区において、初等師範学校の設立に関する1879年8月9日の法律、1893年7月25日の法律によって修正された公立初等教育の通常の支出及びこの機関の職員の待遇に関する1889年7月19日の法律第2条、第3条、第47条及び公教育施設の権限を定めた1945年11月2日のオルドナンス45-2630号は、臨時的に効力を有する。

### 第3編 教育施設

第18条 小学校、コレージュ、一般教育及び技術教育リセ及び職業リセは、施設の計画を作り上げる。この計画は、全国的な目標及び計画の実施の個々の様式を定める。この計画は評価の対象を定める。この計画はそのために予定される学校及び課外の活動を明確にする。



教育共同体の構成員は管理評議会又は学校評議会によって適用される計画の作成に加えられる。この評議会は、計画の教授法部分に関する教育チームの提案に決定を下す。

特に育成の大皿の枠内で、施設は共通の計画の作成及び実施のために互いに協力することができる。

大学施設は、特に生徒の進路指導及び育成の便宜のために、学校施設と協同協定を結ぶことができる。

学校施設及び大学施設は、経済的、文化的社会的環境との接触と交流を組織する。

**第19条** 継続教育の任務の実施のために、デクレで定められる個別の地域的条件を留保して、公営学校施設は施設集団として結合する。そのために、施設は定められた期間、公益団体を構成することができる。フランスの研究と技術開発のための基本方針及び計画に関する1982年7月15日の法律82-610号第21条の規定はこの公益団体に適用することができる。しかしながら、この公益団体の長は文部大臣によって任命される。このように構成されるこの公益団体は、法と公的会計の規則にしたがう。

**第20条** 高等教育公営施設は国から大学建築の工事の権限を委託されることができる。

国により高等教育施設に割り当てられたものあるいはその裁量に任せられたものとしてのこれらの建物に関しては、教育大臣又は農業大臣の所管に属する高等教育施設は、財産の処分と割当の権限を除いて、所有者としての権限と義務を遂行する。

**第21条** 雇用の割当のために、大学区間及び県間で認められる不平等を減少させる政策により、生徒及び学生の環境条件を改善して就学率の差の解消をめざす。この政策は、社会的不遇環境地域及び散在居住地域の特別の制約を考慮する。この枠内で、海外県及び海外領土のために諸措置がとられる。海外の県、領土又は地方公共団体と本国との間に存する環境指数及び就学率の差異は、解消される。

#### 第4編 諮問機関

**第22条** 教育高等評議会を創設する。

この評議会は、本法第23条によって高等教育及び研究全国評議会に移される権限を除いて、以前、国民教育高等評議会と一般教育及び技術教育評議会に当てられていた権限を行使する。

この評議会は文部大臣又はその代理が主宰し、教員、研究者教員、その他の職員、生徒の親、学生、地方公共団体、課外活動及び家族団体、教育・経済・社会及び文化の主要な利益の代表によって構成される。

研究者教員の代表は、高等教育及び研究全国評議会に選ばれるのと同じ分類の代表によって選ばれる。

教員の代表及びその他の職員の代表は、その選挙に候補者を出した職員の最も代表的な諸組合の提案に基づいて、職業選挙の結果に比例して文部大臣によって任命される。

生徒の親の代表は、生徒の親団体の提案に基づいて、管理評議会及び学校評議会の選挙結果に比例して文部大臣によって任命される。

学生の代表は、学生団体の提案に基づいて、高等教育及び研究全国評議会の選挙結果に比例して文部大臣によって任命される。

評議会には、一つの常置部門といくつかの特別組織を置く。

訴訟・懲戒事件を裁定する教育高等評議会は、教員集団の代表によってこの評議会に選ばれた教員集団に属する12人の委員によって構成される。

私立教育施設を代表して教育高等評議会に席を占める委員は、その任期中、前項の対象とする評議会に私立教育施設に関する訴訟・懲戒事件が付託されるとき、それに投票権を持って出席する6人の代表を選ぶ。

国民教育高等評議会と一般教育及び技術教育評議会は教育高等評議会の設置の日まで職務を保持する。

第23条 高等教育及び研究全国評議会は、研究者教員、教員及び利用者に関して権限のある大学審理でなされた懲戒決定に関する上訴審及び第一審の裁定をする。同評議会は、研究者教員、教員及び利用者に関して、教育懲戒裁判によって宣告された教育禁止、免職又は停職の赦免に関する1908年7月17日の法律によって定められた権限を行使する。

懲戒事項を定める高等教育及び研究全国評議会は、研究者教員の代表及び利用者の代表を含む。同評議会が教員に関して裁定するときは、権限ある組織は、同評議会に付託された者の地位と同等若しくは上級の地位の研究者教員しか含まない。

第24条 市町村、県、地域圏及び国の間での権限の配分に関する1983年7月7日の法律83-8号を補足する1983年7月22日の法律83-663号の第12条により各アカデミーにおいて定められている全国教育評議会の構成と権限は、訴訟・懲戒の組織に席を占める全国教育評議会の構成と権限に関しかつ全国教育高等評議会に関する1946年5月18日の法律46-1084号と1964年12月26日の法律64-1325号とを修正する1985年12月31日の法律85-1469号の第1編の権限を留保して、高等教育に拡大される。

評議会の審議に委ねられる問題が高等教育に属するときは、大学区長、大学区事務総長が報告者となる。

イル・ド・フランスに関しては、関係三大学区に対して一の評議会が設けられる。

本条の適用の様式は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

## 第5編 教育組織の評価

第25条 国民教育総視学官室及び国民教育行政総視学官室は、権限ある行政機関と連携して県、大学区、地域圏及び国の評価を行なう。この評価は大統領及び議会の文化問題担当委員会報告者に伝えられる。

評価は、革新的な実践を知らせるために教授法的経験を考慮する。国民教育総視学官室及び国民教育行政総視学官室は年次報告を作成し、公表する。

文部大臣は、毎年、教育高等評議会に法律の実施に関する報告書を提出する。この報告書は公表される。

第26条 特に施設の計画の実施及び結果を報告する地方公営教育施設の年次報告書は、その県の国家代理機関、大学区当局及び付設地方公共団体に伝達される。

第27条 科学的、文化的かつ職業的な性格を有する公営施設の評価に関する全国委員会は、独立行政機関を構成する。

## 第6編 雑則

第28条 この法律の諸規定は、公営農業教育の改革に関する1984年7月9日の法律84-579号による原則及び国と私立農業教育施設の関係の改善に関しかつ公営農業教育施設の改革に関する1984年7月9日の法律84-579号を修正する1984年12月31日の法律84-1285号による原則を尊重して、農業大臣所管の組織、施設、職員に適用される。

第29条 この法律の諸規定は、フランス領ポリネシア条項を有し、かつ、1998年のヌーベル・カレドニーの自主決定の規定及び準備規定を含む1988年11月9日の法律88-1028号による第2段階の教育の第2課程の権限のフランス領ポリネシア、領土又は地方への移行に関する1987年7月26日の法律87-556号により修正された1984年9月6日の法律84-820号によって領土に当てられた権限の留保のもとに、メイヨット地方公共団体及び海外領土に適用される。

特にこれらの領土及びこの地方公共団体の特別の機関によって必要とされる適応は、権限ある地方議会への諮問の後、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

第30条 この法律の教育に関する諸規定は、国と私立教育施設の関係に関する1959年12月31日の法律59-1557号及び1985年度財政法（1984年12月29日の法律84-1208号）の諸規定の尊重の下に協約によって私立の教育施設に適用することができる。

第31条 この法律の諸規定を外国におけるフランスの教育施設に適用する条件は、その特別の状況及び外国と取り決める協約を考慮して、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

第32条 有資格及びそれと同等の中等教育教員、体育及びスポーツ教員、上級教育相談員に属する公務員並びに文部大臣及び農業大臣の所管に属する職業リセの教員集団の第2段階に属する公務員の主たる給与は、その等級及びその等級で保持している号級に付属する給与以外に、年金のための控除にしたがって加算された15指数点の特別手当を含む。

この利益を受ける者は、その等級の第8号級に達しており、かつ、1989年9月1日と1994年8月31日の間に50歳以上でなければならない。

この指数の特別手当は、上記の職員がその外の階級に移るときはもはや支給されず、また、その外の階級において利益を受ける者の等級を決定するための計算に用いられない。

第33条 大学区の変更の場合、コレッジ一般教育教員に属する公務員は、特別の条項によって定められる条件のもとに、予めの離脱無しにコレッジ一般教育教員受け入れ集団に統合される。

第34条 教育に関する1975年7月11日の法律75-620号の第2条第1項後段、第9条、第13条第1項、第16条及び第19条第2項は廃止する。

第35条 1989年から1994年の期間の教育のための国家政策の目標は、この法律に付属の報告書に示される。

第36条 この法律の施行についての最初の総括を1992年の議会に提出する。

この法律は、国の法律として施行する。

(原典：JOURNAL OFFICIEL du 14 JUILLET 1989)